



令和7年度
第2回防府市部活動改革推進協議会
国の方向性について
所管説明

令和8年2月20日（金）
観光スポーツ文化部・山口県教育庁

1

説明項目

1. 本県の部活動改革の方向性について
2. 国の新たなガイドラインについて
3. 認定制度について

1 本県の部活動改革の方向性について

3

1 本県の部活動改革の方向性について（現行の県方針）

○めざす姿

- 「**地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる**」
という意識の下で、**地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**
- 学校部活動の意義や役割について、**地域クラブ活動**
において継承・発展
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出**されるよう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

1 本県の部活動改革の方向性について（現行の県方針）

○改革の方向性

- 令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、**県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
 - ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等に、**必要に応じて、方針を見直す。**

5

2 国の新たなガイドラインについて

2 国の新たなガイドラインについて

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等の連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開に関する参考資料

2 国の新たなガイドラインについて

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要①（令和7年12月）

改革の理念等

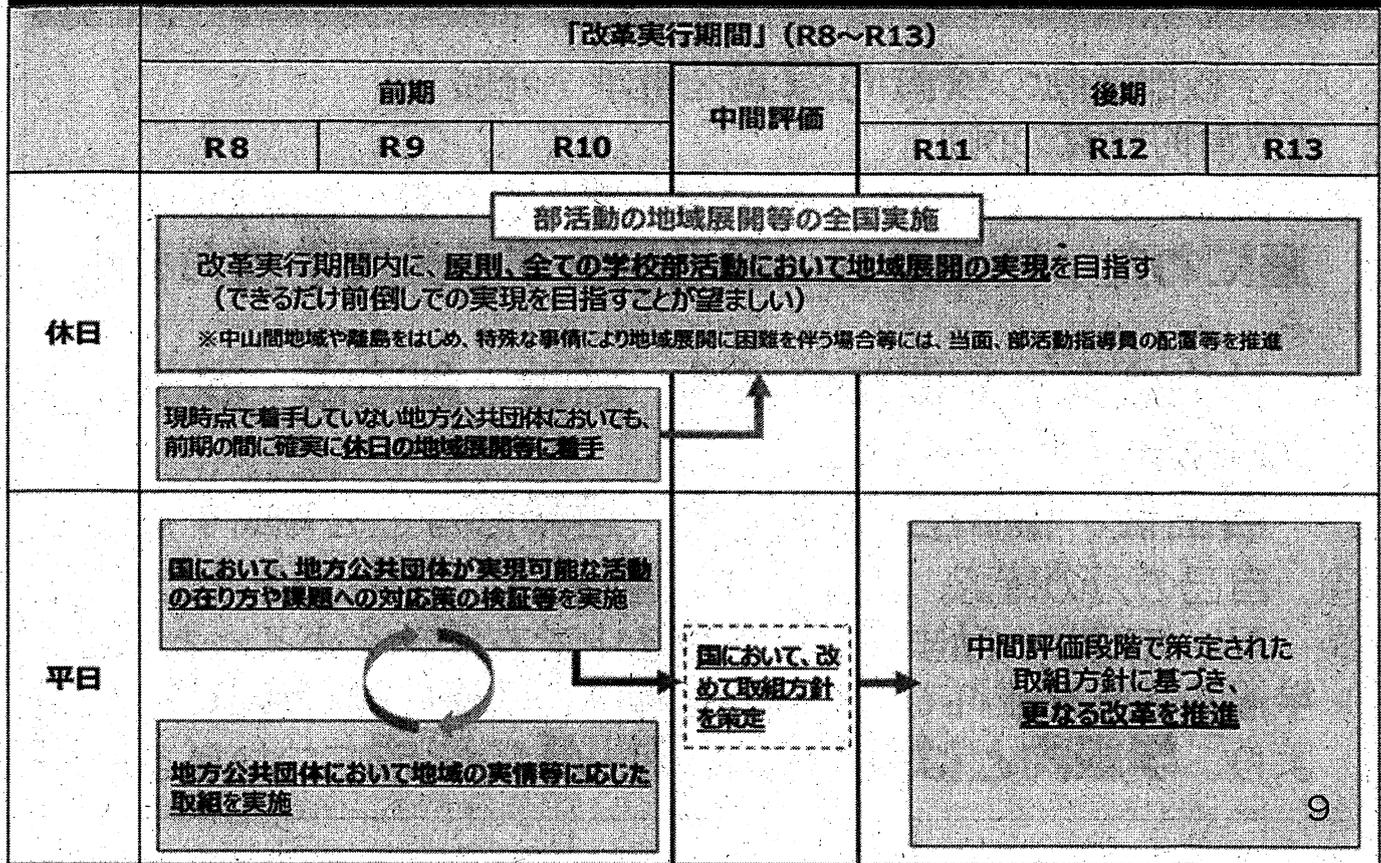
- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」(前期)	令和11年度～13年度 「改革実行期間」(後期)
取組方針	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>		
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間（平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携</p>		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのプレゼンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）</p>		
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事業発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 		
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等） 		
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

2 国の新たなガイドラインについて

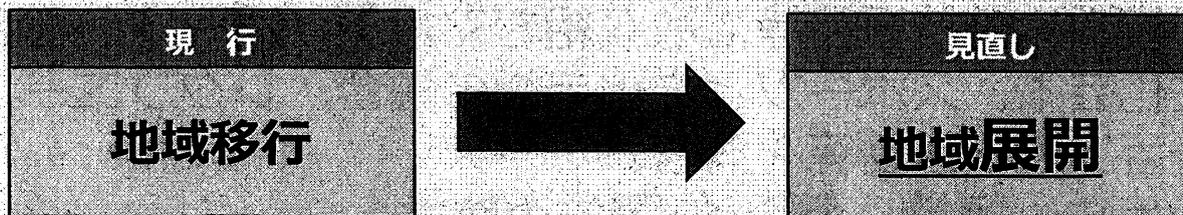
「改革実行期間」(R8~R13)における部活動改革の方向性(全体像)



2 国の新たなガイドラインについて

○名称変更(「地域移行」⇒「地域展開」)

学校部活動から地域クラブ活動への転換



趣 旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源(学校の施設を含む)によって運営されてきた活動を広く
地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動**を目指していく

○ 学校部活動が担ってきた教育的意義の例

- 学校部活動の**教育的意義**を継承・発展
【教育的意義の例】
- ① スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、**生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力**を育てる。
- ② **体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成**につながる。
- ③ **自主性、協調性、責任感、連帯感**などを育成する。
- ④ 自己の力の確認、努力による**達成感、充実感**をもたらす。
- ⑤ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて、仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、**学級内とは異なる人間関係の形成**につながる。

11

○ 地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動) 及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

12

3 認定制度について

13

3 認定制度について

○地域クラブ活動に関する認定制度について

趣旨

・部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。
・認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称する。

認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※ 各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が具体的な確認事項を踏まえ判断する。

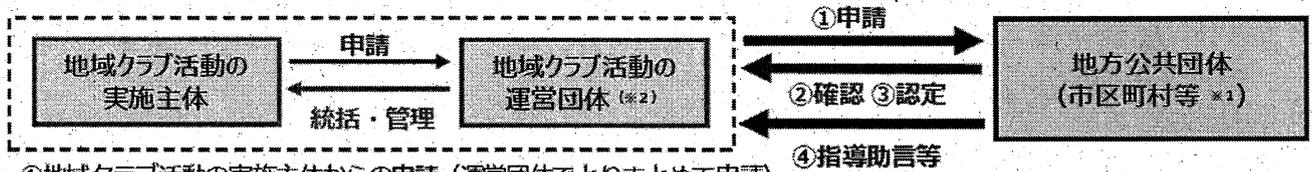
14

3 認定制度について

○地域クラブ活動に関する認定制度について

認定手続

推進計画等及び認定制度要綱に基づき、「認定地域クラブ活動」を認定。



- ①地域クラブ活動の実施主体からの申請（運営団体でとりまとめて申請）
- ②地方公共団体による確認（必要に応じてヒアリングや現地確認等を実施）
- ③地方公共団体による認定
- ④地方公共団体による認定後の指導助言等（必要に応じて認定取消し）

※1 基本的に市区町村等が認定等を実施。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施国が示した認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動（市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合を含む。）については、認定したものとみなす

※2 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

経過措置

地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、認定要件の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市区町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで※に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能

※ 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

15

3 認定制度について

○地域クラブ活動に関する認定制度について

想定される認定の効果（メリット）

安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※。

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

※ 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市区町村等による生徒・保護者等への情報提供を中心に支援する場合には、市区町村等が本ガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨がない。

16

3 認定制度について

○地域クラブ活動に関する認定制度について

認定要件の具体的な確認事項

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

3 認定制度について

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案） 57億円
（前年度予算額） 37億円
令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 各道県は少子化が進む中で、積極的に子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に参画して、親しみ、たくましく育つ機会を確保し、学校の働きが改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を再認識させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術活動を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の普及化を図り、体験機会を解消。

事業内容

【部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的な方針（案）】（令和7年度以降の予算）に基づき、令和8年度から5回の「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※日本は令和7年度補正予算額に計上

I. 部活動の地域展開等推進事業 54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円
地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

<p>(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進</p> <p>① 休日の地域クラブ活動の推進 （指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）</p> <p>② 経済的困難世帯の生徒への支援 （参加費・保険料）</p> <p>③ 推進体制の整備等 （コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等）</p> <p>（補助対象：①②休1日/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1） ③休1日/2、都道府県、市区町村1/2）</p>	<p>(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応 ★</p> <p>実効性のある活動の仕掛け等の取組の検証等を行うため、実証事業を実施。（定額補助：10/10）</p> <p><主な重点課題> - 小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職職員のモデル形成 - 地元大学等との連携による指導・運営体制の整備 - 学校施設の有効活用（指定管理運営制度・民間委託等による管理運営化などを含む） - 平日活動等の地域クラブ活動の移動手段確保、指導者の活用等による持続可能な運営モデルの開発 - スポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等</p>
<p>(3) 中学校における部活動指導員の配置支援</p> <p>各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引平等を担う。 【17,320人（補助額：13,620人、文化部：3,700人）】（補助対象：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1））</p>	<p>(4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等</p> <p>相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策抽出、好事例の模範活用 ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）</p>

II. 地域における新たなスポーツ環境の創設等 3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円
部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
指導者養成のための講習会や実力者の裾野に向けた啓発活動の実施、大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等

改革実行期間

令和6～10年度：部活動の担い手確保の全国的な実施を推進
令和11～15年度：指導体制の整備等を実施した上で、さらなる改革の推進

【強い経済】を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋
部活動の推進は、スポーツを通じた地域活性化や健康増進に寄与する観点から、全国的な実施を推進する。

●1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県、指定都市2/3
●2 指定都市又は指定市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県、指定都市2/3
●3 指定市又は指定町が実施主体の場合は、国1/3、都道府県、指定市2/3
●4 指定町又は指定村が実施主体の場合は、国1/3、都道府県、指定市2/3
●5 指定村又は指定町が実施主体の場合は、国1/3、都道府県、指定市2/3
●6 指定町又は指定村が実施主体の場合は、国1/3、都道府県、指定市2/3

（担当：スポーツ地域スポーツ課、文化庁事務局（情報文化担当））

3 認定制度について

○「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

目的

認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

定義

本制度に基づき、市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

市区町村等が定める研修

対象となる研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

※ 研修内容については、「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」をもとに、市区町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。
※ 研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。
※ なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

3 認定制度について

○「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定する。

経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度の経過措置と同様。

不適切行為への対応

（1）禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

（2）不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市区町村等に報告すること。なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

3 認定制度について

○指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例

項目	指導者に求められる資質・能力	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・ 服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校 との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

- ※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）等を参考とする」とともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きを活用することが考えられる。

21

2 国の新たなガイドラインについて

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

令和4年12月
スポーツ庁
文化庁



部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和7年12月

文部科学省